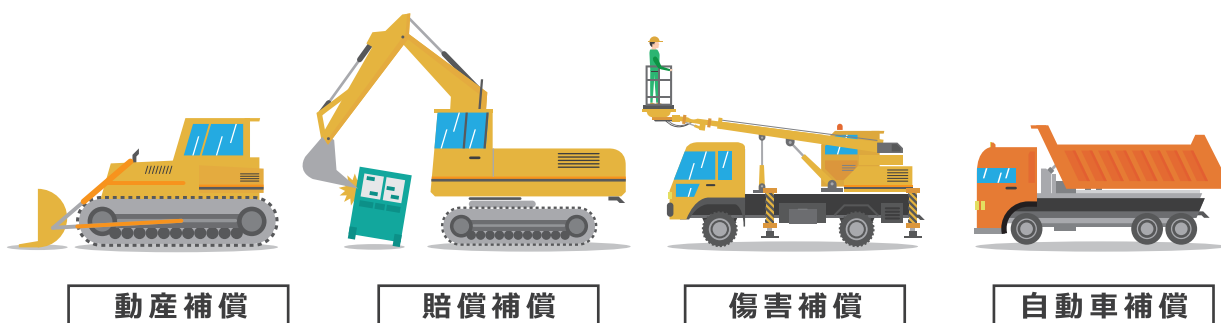


# ワイド補償制度のご案内

当社のレンタル商品（車両・建設機械）には補償がセットされています。

万が一の時に安心、信用を提供します。

コマツレンタルで借りて作業能力もパワーアップ！

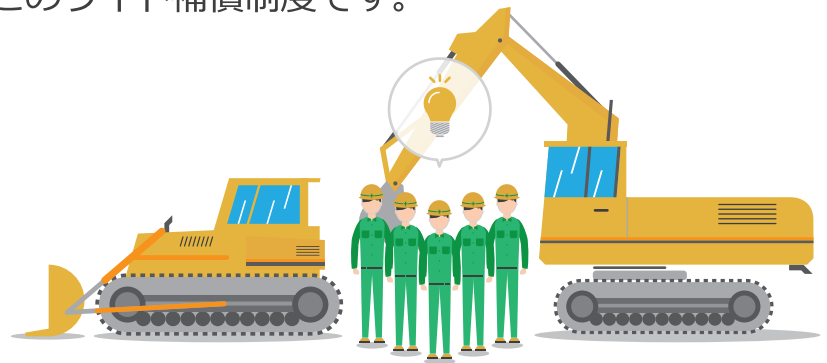


# サポート



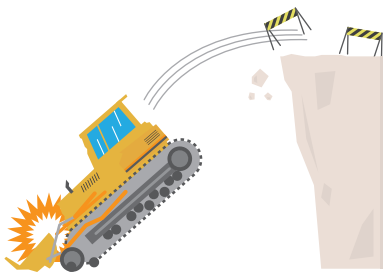
予測できない災害に、  
小さなご負担で  
大きな安心・安全をサポートします。

何時いかなる時に、事故が起こるかわかりません。現実には事故が起きたら、金銭的にも精神的にも大変な負担がかかります。そこで少しでも皆様のお力になる為、小さな負担で大きな安心を提供させていただくのが、このワイド補償制度です。



## 動産補償

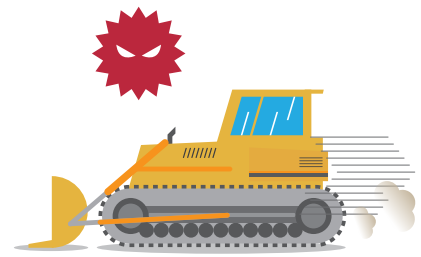
… ナンバーのつかない、全てのレンタル商品に対応します。  
破損・火災・水害・盗難事故などに対応。



転落によって機械が破損してしまった。

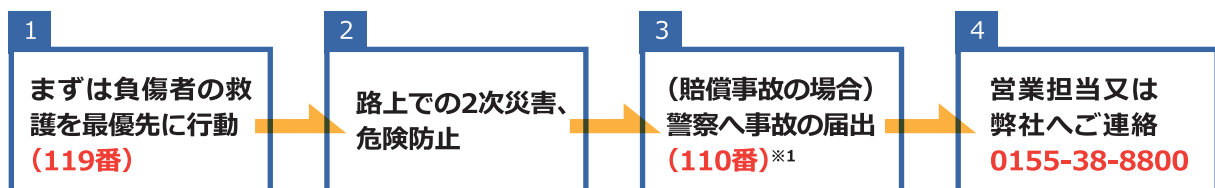


機械が火災で燃えてしまった。



機械が盗難にあったってしまった。

事故が起きた場合は、下記手順にて対応をお願いします。



## 注意

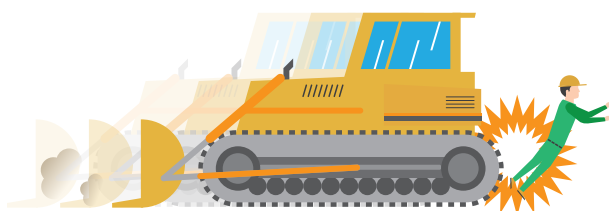
※1 人身事故の場合、届出がないものは補償対象外となります。

# 補償内容の特徴

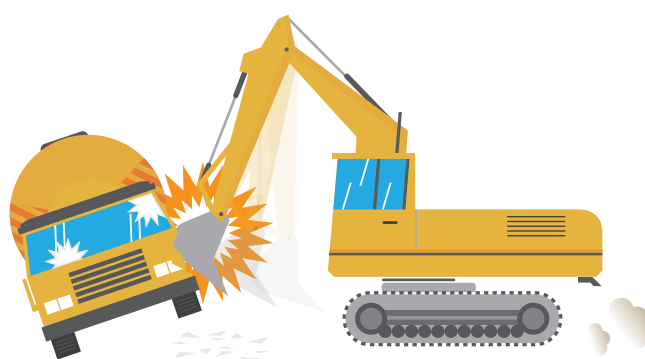
工事に関係のない第三者だけでなく、現場内での作業中や保管中の対人・対物事故に対応！  
元請、下請さんも対象となります。

## 自走式機械賠償補償

..... 自走式機械（油圧ショベル・ブルドーザー等）による対人・対物事故に対応します。

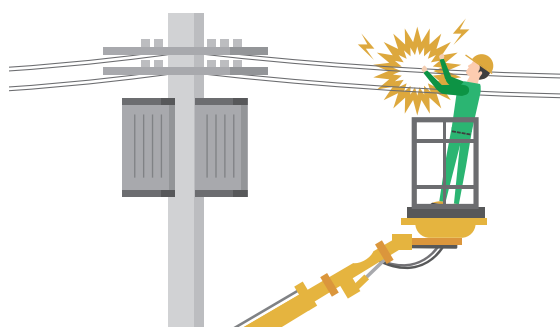


現場内で、ブルドーザー運転中誤って他社作業員に接触し人身事故を与えてしまった。



油圧ショベル運転中誤って他社ミキサー車にぶつけ損害を与えてしまった。

## 高所作業車バスケット内傷害補償



高所作業車のバスケット内で作業中の事故に対応しています。  
例えば、バスケットからの転落によって受傷してしまった場合や、感電・その他不慮の事故によって受傷してしまったなど。

## ナンバー付き車両補償



登録ナンバー付きのトラックなどの一般車両、高所作業車・ユニック車・散水車などの作業車両、ホイールローダーなどの建設機械対象。  
また、対人・対物賠償、搭乗者傷害補償、および車両補償に対応します。

## 注意

特殊機械、超大型機あるいは特殊な使われ方の場合につきましては、別途料金を設定させて頂く場合があります。

# 安全対策

## 動産補償

事故が起きてしまう前に、  
まずは安全対策を最優先にしましょう。

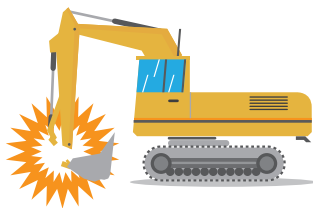
### 事故が起きた場合の免責金（お客様のご負担金）※3

事故といっても、内容も違い、お客様の責任も違います。  
お客様のちょっとした不注意によって起こった事故と、安全に対する意識が低いため起こった事故とは、同じ補償料を頂いていても免責内容は違います。**事故の内容によっては大きな免責金を頂く場合、補償できない場合(有償修理)があります。**あらかじめ十分ご確認くださいませますようお願いいたします。

注) 同じ補償料の中で、お客様の公平を期すための制度です。ご理解の上ご了承ください。

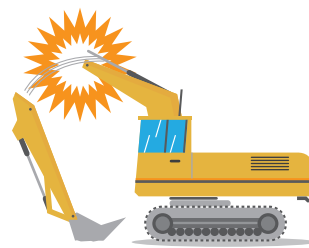
#### 機械損害が複数回の事故による損害

1回目の事故につき、その都度所定の免責金額がかかります。例えば、朝前部を、夕方後部を破損した場合、2回の事故となります。



#### 日常点検を怠った事による損害

ご使用の際、日常点検を励行してください。油圧シヨベルにおけるロックボルトの点検やグリスアップ等の原因でアームシリンダーに損害があった場合等。



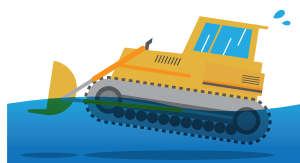
#### ご負担金 = 免責金額 × 事故回数

(損害事故を起こした場合は必ず、その都度報告してください。)

#### ご負担金 = 修理費の 20 ~ 60%

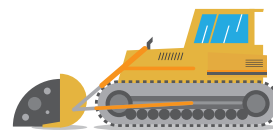
#### 水害(水災)事故による損害

台風、洪水、土砂崩れ、高潮等の水害による損害。  
事前の安全確認をお願いいたします。



#### 特定現場・特定業種の損害(動産補償)

次ページ(P5)の「特定現場・特定業種の損害」に関し、様々な現場が考えられます。当社にご相談ください。



#### 1台につきご負担金 = 修理費の40%

#### (1事故の免責金額)ご負担金 = 修理費の40%~

(対人・対物事故、盗難事故は補償対象です。繰り返し事故は補償対象外となります。)

#### 盗難事故による損害 A

同じお客様の2度目以降の盗難、又は自走式建設機械でキーをつけたままで盗難にあった場合。(含、キー紛失)

#### 盗難事故による損害 B

左記A以外の盗難による損害。

※全国で盗難が相次いでおります。十分にご注意ください。



#### ご負担金 = 損害額の50%

#### ご負担金 = 損害額の30%

### 注意

※3 上記以外のケースでも事故の内容によって、同等の免責金を頂く場合があります。また、修理費が100万円以上の場合は、修理費の30~40%を免責金として頂きます。

# 補償対象外

## 動産補償の対象外となるケースとは？

日頃から、安全に対して意識することが大切です。

事故が起きれば、お客様ご自身に時間・手間・金銭のご負担が発生します。  
金銭的な損害は補償制度でカバーできたとしても、事故処理には多くの時間を要します。  
物損事故では修理や交換等で作業が中断し、業務に支障が出たり、対人事故であれば相手方へのお見舞いや謝罪等、精神的な負担も避けられません。  
また、下記のように補償できないケースもあります。事故はいつ起こるかわかりません。  
日頃から安全に対する意識を高め、作業前の点検や確認を確実に実施していただくことが大切です。

### Case 1

#### 無理乱暴使用による損害

極端に機械能力を超える扱いや、使用方法を明らかに違う使い方をし、損害を与えた場合。または、当然事故が起こると予測される場合。



### Case 2

#### 法令・使用基準違反事故による損害

セーフティを外して作業したり、高さ制限を越えた積載や、アウトリガーを張り出さずに機械を使用したなどの安全に対する配慮がなされていない場合。

※高さ制限3.8mを超える積載は禁止されています。



### Case 3

#### 無免許運転による損害

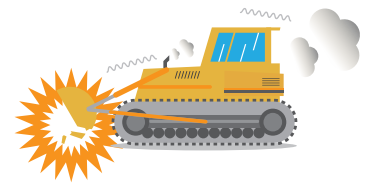
本来その機械を運転する為の免許を取得せず、運転して損害を起こした場合。



### Case 4

#### 消耗品・設置部品などの損害

刃、つめ、履帯、ベルト、ピン、ガラス等、消耗品・部品・アタッチメント単独損害の場合。荷台の汚損、擦り傷などの長期使用によって起こる損害や、始業点検を怠った事により発生した損害等。

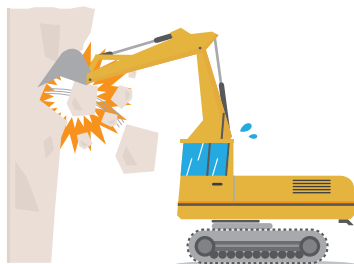


### Case 5

#### 特定現場・特定業種の損害

解体工事、トンネル工事、地下工事、碎石現場、船上作業など、あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予測できる現場での損害。

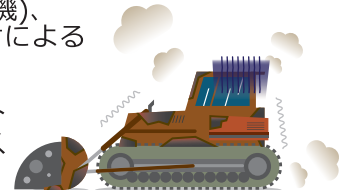
※事前に必ずご相談ください。



### Case 6

#### その他の損害

- ・機械の能力を超えた使用および不適当(用途外)な使用による損害
- ・トランスミッション(変速機)、クラッチ板等の摩耗・焼付による単体の損害
- ・塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接、ガス切断等の火花による損害



# 補償対象外

## 動産・自走式機械賠償補償の対象外となるケース

- ・ 地震・津波・噴火による損害。
- ・ 警察に未届けの盗難、また警察での扱いが紛失、置き忘れ等の扱いの場合。
- ・ 酒酔い、無免許、麻薬使用等による運転中の事故。
- ・ 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内(派遣社員・パート含む)の場合。および、警察に届け出のない場合。(対人賠償)
- ・ 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破損させた場合。(対物賠償)
- ・ 第三者(他人)の財物使用不能損害(事故による店舗休業等)による間接損害。
- ・ 河川、海、湖沼等の公共水域への環境汚染等。
- ・ 振動による事故及び、土地、地盤、地下水に関する損害。
- ・ 騒音、埃、排気、排水による損害。
- ・ 登録ナンバーのない車両で公道を走行中の事故。
- ・ 道交法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故。
- ・ 詐欺・故意・重大な過失によるもの、及び本来の使用方法以外による損害が出た場合。
- ・ 当社レンタル約款に違反して使用された場合。
- ・ その他、当社契約の損害保険会社が対象外と認定した場合。

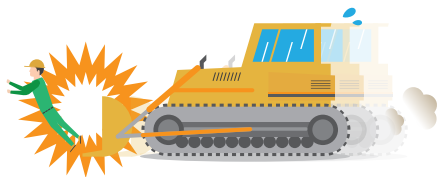


# Q&A

## こんなケースは補償対象？対象外？ 具体例とあわせて確認してみましょう。

Q. 1

現場内で、ブルドーザー運転中、誤って他社の作業員に接触し、人身損害を与えてしまいました。このような場合は補償対象となりますか？



A

### **このワイド補償の特徴の1つです！**

現場外の第三者(通行人等)に対してばかりでなく、現場内の人々(元請、他の下請会社の作業員等)も対象となります。  
**(ただし、お客様と同じ会社に所属する人は対象外です。)**

Q. 2

- 現場内で、油圧ショベルを運転中、元請が設置された自動販売機を壊してしまった。
- 現場内で、油圧ショベルを運転中、別の下請さんの発電機を破壊してしまった。



A

### **この部分がワイド補償最大の特徴！**

現場の外(隣家、電柱等)に対してばかりでなく、上記のような現場内での対物事故についても対象となります。  
**(ただし、お客様の会社が管理している物は対象外です。)**

Q. 3

台風損害での落石や洪水などによる機械の損害は、補償対象となりますか？



A

水害(台風、洪水、集中豪雨、落石、土砂崩れ等)の被害に対しても補償します。  
**(ただし、1台につき、ご負担金は修理費の40%になります。)**

Q. 4

免責金(自己負担金)についての詳しい内容とは？

A

「免責金」とは、お客様にお支払頂くご負担金のことを指します。

①通常作業時での事故の場合のご負担金は1回につき30万円です。

**Case.1** 通常作業で機械横転により、多数箇所破損させ、高額(但し100万円未満)の修理費が掛かって1回の事故なので、ご負担金は30万円です。  
(100万円以上の修理費の場合は、修理費の30%~40%をご負担頂きます。)

**Case.2** 朝前部、昼横部、夕方後部と機械を破損した場合、3回の事故となります。修理費が各々50万円、7万円、30万円(合計87万円)であったとすると、ご負担金は30万円+7万円+30万円(計67万円)となります。  
(87万円-67万円=20万円の補償)

②その他、日常点検不備、無理乱暴、目的外使用、盗難などの場合は、内容により補償しない場合や、上記①の場合より大きなご負担金を頂く場合もありますので、ご注意ください。

# 自動車補償 - 補償内容 -

注) 当社レンタル車両を使用時の事故に限定されます

## ① 対人・対物賠償補償

..... 運転中等の事故により他人を死亡させたり、ケガをさせてしまった場合や、他人の車や塀等の財物を壊してしまった等、法律上の損害賠償責任を負った場合に対応



## ② 搭乗者傷害補償

..... 搭乗中の事故によりケガや死亡した場合、後遺障害が生じた場合等に対応



## ③ 車両補償

..... 衝突、接触・火災・盗難等の事故により損害が生じた場合に対応



# 補償対象外

## 自動車補償の対象外となるケースとは？

### Case 1

#### 無免許運転による損害

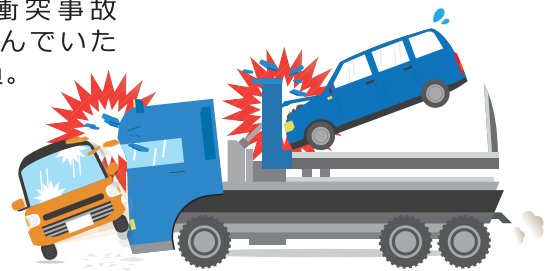
本来その車両を運転する為の免許を取得せず、運転して損害を起こした場合。



### Case 2

#### 航空機、船舶、車両などによる輸送中の損害

トラックで車両を輸送中に衝突事故が発生。積んでいた車両が破損。



### 補償対象外となるケース

- ・ タイヤ(チューブを含む)のみの損害
- ・ 自然摩耗・消耗・さび・かび・変質・変色・その他類似の事由による損害
- ・ 地震・噴火・津波による損害
- ・ 現場から警察への届出を怠った場合
- ・ 酒酔い、無免許、薬物使用等による運転中の事故
- ・ 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内(派遣社員・パート含む)の場合(対人賠償)
- ・ 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破損させた場合(対物賠償)
- ・ 第三者(他人)の財物使用不能損害(事故による店舗休業等)による間接損害
- ・ 自動車に装着されていない付属品の単独事故
- ・ 故障による損害
- ・ 道交法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故
- ・ 詐欺・故意・重過失・法令違反によるもの及び、通常の使用方法以外の使用による損害
- ・ 当社レンタル約款及びレンタカー貸渡約款の条項違反によるもの
- ・ その他、当社契約の損害保険会社が対象外と認定した場合

# 注意事項

## 補償制度加入にあたり注意していただくこと

### 重要事項

1. **お客様(元請、下請を含む)側で、現場の保険(請負業者賠償責任保険、土木、建設工事保険等)に加入、付保されている場合は現場の保険が最優先されます。**
2. 被害者に対する損害賠償責任は当事者にあり、当社が責任を負うものではありません。
3. 被害者との示談やお話合いに当社は一切関与いたしません。自動車補償は示談交渉サービス付きですが、少額損害の場合や被補償者に過失がない場合等は、示談交渉サービスが適用されない場合があります。予めご了承ください。
4. 事故現場では示談交渉を絶対に行わないでください。ご相談・ご報告なしに示談された場合、補償できない場合がございます。予めご了承ください。
5. 当補償制度では休車料は含まれておりません。
6. バスケット(高所作業車)内の搭乗者傷害の補償額は定員までとなります。
7. 事故報告が遅延した場合や、間違った報告をされた場合、正当な理由がない限りお支払いできません。
8. 賠償金の確定・示談の決定等には保険会社の承認を必要とします。万が一独自に和解されたとして、そこで保険会社で定められた以上の賠償金の請求が発生しても補償できません。
9. 貸渡期間が2日以上になる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
10. 過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はおお客様のご負担となります。
11. 貸渡期間中は稼働・休車にかかわらず補償料は全てご請求いたします。
12. 補償料については別途、消費税を請求いたします。



## コマツレンタル道東株式会社

本 社 〒 080-2464 帯広市西24条北1丁目3番4号  
帯広 営業所 〒 080-2464 帯広市西24条北1丁目3番4号  
釧路 営業所 〒 084-0913 釧路市星が浦南2丁目2番7号  
中標津営業所 〒 086-1135 標津郡中標津町旭ヶ丘6番14  
北見 営業所 〒 099-0878 北見市東相内町949番地-1

TEL 0155-38-8800 FAX 0155-37-3900  
TEL 0155-38-8800 FAX 0155-37-3900  
TEL 0154-51-6888 FAX 0154-51-6895  
TEL 0153-73-2005 FAX 0153-72-5556  
TEL 0157-33-4485 FAX 0157-33-4486

2026年製作